

陳 情 書 等

件 名

宇治市の主要農産物である茶に重大な被害を及ぼす
畏れのあるチュウゴクアミガサハゴロモに対する宇
治市当局の対応及びこれに係る議員諸君の怠慢につ
いて

令和8年6月22日

宇治市議会議長様

陳情書

梅本春子

【件名】宇治市の主要農産物である茶に重大な被害を及ぼす恐れのあるチュウゴクアミガサハゴロモに対する宇治市当局の対応及びこれに係る議員諸君の怠慢について

【陳情内容及び宇治市議会議員各位に求めること】

令和6年秋期、宮津市のカンキツほ場および山城地域の茶園で、チュウゴクアミガサハゴロモと疑われる成虫と幼虫が確認された

(<https://www.pref.kyoto.jp/byogai/documents/tokushu2025-03.pdf> 令和7年11月20日付京都府病虫害防除所長「発生予察特殊報第3号」p1)。令和7年10月以降、府内広域から茶園、カンキツ、イチジクなどの果樹類や庭木等で疑似成虫や産卵痕の目撃や被害情報が複数寄せられ、京都府病虫害防除所（亀岡市）においても、設置している予察灯で同成虫の誘殺が確認され、京都府病虫害防除所が宮津市のカンキツほ場と京都府病虫害防除所で設置している予察灯で採取した成虫を農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、チュウゴクアミガサハゴロモと同定された（出典同じ）。本種は成虫が茶樹の新梢等の直径10mm以下の細い枝や葉の葉脈部分に産卵管を挿しこみ、その際に産卵管が維管束を傷つけるため、伸長抑制や新梢枯死等の被害を生じさせる恐れがある（出典同じ）ため、茶を重要な農作物とする宇治市（宇治市の令和5年の農業産出額は1,020,000,000円であるが、この内茶は130,000,000円（12.745098039%）を占めている。（「令和5年市町村別農業産出額（推計）」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500249&tstat=000001108355&cycle=7&year=20230&month=0&tclass1=000001108375&tclass2=000001227205>）の「京都府」

（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000040260608&fileKind=4>））は、これを放置せんかただならぬ事態を招ずる恐れ無きにしも非ず。

また、本種には令和7年11月20日現在、対象作物において本種を対象とした登録農薬は無い（<https://www.pref.kyoto.jp/byogai/documents/tokushu2025-03.pdf> 令和7年11月20日付京都府病虫害防除所長「発生予察特殊報第3号」p2）ため、化学的防除は殆ど期待できない。また、令和7年9月中旬、滋賀県南部のスダチにおいて、チュウゴクアミガサハゴロモが発生している

（<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5566482.pdf>）。

したがって、宇治市でチュウゴクアミガサハゴロモに対して何の手も打たないことは宇治市の農業に深刻な悪影響を及ぼすため、一刻も早い注意喚起が重要である。そこで、令和

7年12月上旬から宇治市当局に対して、ホームページでチュウゴクアミガサハゴロモに対する警戒を呼びかけるよう連日提案した処、「平素より宇治市の茶業行政にご協力いただきありがとうございます。京都府病虫害防除所発行の令和7年11月20日付「発生予察特殊報第3号」におけるチュウゴクアミガサハゴロモの発生につきましては、すでに市内の茶農家へ情報提供を行っており、府関係機関と連携し、現場確認を行うなど、情報収集、情報共有、意見交換等も行っております。

今後も当病虫害の動向を注視し、新しい情報が入り次第、引き続き農業者等へ情報提供等を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。」(別紙2026年1月9日14:44付メール)と回答があった。そこで、「令和7年11月20日付京都府病虫害防除所長発「発生予察特殊報第3号」で対象とされたチュウゴクアミガサハゴロモに関して宇治市が市内の茶農家に情報提供を行った記録、現場確認の記録、意見交換の記録、京都府との遣り取りの記録」を情報公開請求した(令和8年1月13日付「公文書公開請求書」)処、宇治市長は宇治市が市内の茶農家に情報提供を行った記録、現場確認の記録、意見交換の記録については文書不存在と回答した(令和8年1月28日付「公文書非公開決定通知書」(7字産農第2017号))。つまり、宇治市当局は前記の如く登録薬剤なく目下物理的防除に拠らざる得ないチュウゴクアミガサハゴロモの被害を現場確認しておきながら(別紙2026年1月9日14:44付メール)、聴き取りの記録も写真一枚も残していないのである。このことは令和8年2月9日付「宇治市の主要農産物である茶に重大な被害を及ぼす恐れのあるチュウゴクアミガサハゴロモに対する宇治市当局の対応について」(陳情等第8-9号)でも記載した。

然るに議員諸君は令和8年3月定例会の一般質問でも

(<https://www.city.uji.kyoto.jp/uploaded/attachment/50395.pdf>) 令和8年6月定例会の一般質問でも (<https://www.city.uji.kyoto.jp/uploaded/attachment/52530.pdf>) 一切言及していない。

何故議員諸君は宇治市の主要農産物であるお茶に重大な被害を及ぼす恐れのあるチュウゴクアミガサハゴロモに対するかかる当局の怠慢について沈黙を続けるのか。早急に議会で追及せよ。